

組合員の皆様へ

大阪ニット健康保険組合

高額療養費制度の見直しについて

平素は当組合の事業運営につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、医療機関や薬局で支払う医療費が上限額を超えた場合に、超えた分を支給する「高額療養費制度」が、令和8年8月診療分から下記のとおり見直されますので、お知らせいたします。

なお、新たに年単位の上限額(年間上限)が導入されますが、年間上限の請求方法等の詳細については、決まり次第、別途ご案内いたします。

記

《 現 行 》

所得区分	月額上限(円)	外来特例(円) (70歳以上)
(標報:83万円以上)	252,600+1% <140,100>	—
(標報:53万円～79万円)	167,400+1% <93,000>	—
(標報:28万円～50万円)	80,100+1% <44,400>	—
(標報:26万円以下)	57,600 <44,400>	18,000 (年14.4万)
非課税(70歳未満)	35,400 <24,600>	—
非課税(70歳以上)	24,600	8,000
非課税で年金収入80万円以下など (70歳以上)	15,000	8,000

①毎月の上限額の引上げ
②「年間上限」の導入
《令和8年8月～》 ③70歳以上の方の外来特例の見直し

1 月額上限(円)	2 年間上限(円)	3 外来特例(円) (70歳以上)
270,300+1% <140,100>	1,680,000 (月額平均140,000)	—
179,100+1% <93,000>	1,110,000 (月額平均92,500)	—
85,800+1% <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	—
61,500 <44,400>	530,000 (月額平均約44,200)	22,000 (年21.6万)
36,900 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	—
25,700 <24,600>	290,000 (月額平均約24,200)	11,000 (年9.6万)
15,700	180,000 (月額平均約15,000)	8,000

※ 標報とは標準報酬月額のこと、給与等を一定の幅で区分した報酬額にあてはめて決まるものです。保険料の計算等に使われています。

※ < >は多数回該当の上限額です。

※ +1%は、定額の上限額に加え、一定額を超えた医療費の1%分をご負担いただくものです。

月額上限270,300円+1%は、270,300円+(医療費-901,000円)×1%と読み替えてください。

月額上限179,100円+1%は、179,100円+(医療費-597,000円)×1%と読み替えてください。

月額上限85,800円+1%は、85,800円+(医療費-286,000円)×1%と読み替えてください。